

財政福祉委員会説明資料

新型コロナウイルス感染症への
対応状況について

令和2年6月5日
財 政 局

目 次

	頁
1 主な取り組み一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 主な取り組み	
(1) 感染拡大防止に向けた対応・・・・・・・・	2
(2) 市民への支援・・・・・・・・	3
(3) 事業者への支援・・・・・・・・	4
(4) その他・・・・・・・・	5

1 主な取り組み一覧

番号	主な取り組み
(1) 感染拡大防止に向けた対応	
1	入札手続の郵送による実施
2	来庁せずに可能な税務手続の広報
3	税務証明の発行に係る事前予約サービス
4	窓口における感染防止対策
(2) 市民への支援	
5	市税における申告期限の延長（個人市民税・軽自動車税種別割）
6	市税の納付が困難な方への対応
7	個人市民税の減免
8	税務証明を取得する場合の手数料の免除
(3) 事業者への支援	
9	市税における申告期限の延長（法人市民税・事業所税・軽自動車税種別割）
10	市税の納付が困難な方への対応
11	税務証明を取得する場合の手数料の免除
(4) その他	
12	新型コロナウイルス感染症対策事業基金の設置
13	契約事務における対応

2 主な取り組み

(1) 感染拡大防止に向けた対応

番号	取り組み	概 要
1	入札手続の郵送による実施	人と人との接触機会を減らす方策として、書面による入札を行う場合には、入札書の提出を持参ではなく郵送により実施
2	来庁せずに可能な税務手続の広報	郵送による市税に関する証明の申請手続及び自宅でできる市税の納付方法等について、市公式ウェブサイト等によって案内
3	税務証明の発行に係る事前予約サービス	来庁者の税務窓口での滞在時間短縮を図る観点から、税務証明の発行についてインターネットを利用した事前予約サービスを導入
4	窓口における感染防止対策	来庁者と職員との相互感染を防止するため、来庁者との接触機会が多い市税事務所等に飛沫感染防止用パネルや手指消毒液等を設置

(2) 市民への支援

番号	取り組み	概 要
5	市税における申告期限の延長（個人市民税・軽自動車税種別割）	国税庁が所得税等の申告期限を延長したことに伴い、その取扱いと同様に個人市民税の申告期限を令和2年3月16日から4月16日まで延長 また、軽自動車協会連合会の窓口の混雑緩和のため、廃車等を行った3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税種別割の申告期限を、最大15日間延長
6	市税の納付が困難な方への対応	収入の減少により市税の納付が困難となった方について、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例などの納税猶予制度を適用 対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、かつ、市税を一時に納付することが困難である者など
7	個人市民税の減免	市公式ウェブサイトや納税通知書に同封するリーフレットによって、所得の大幅な減少が見込まれる納税者に対する減免制度を案内 対象者：6月30日現在、前年中における総所得金額が200万円（給与収入の場合は約311万円）以下で、当年中における総所得金額の見込額が前年中における総所得金額の2分の1以下の額に減少すると認められる者
8	税務証明を取得する場合の手数料の免除	新型コロナウイルス感染症に係る融資や貸付、各種支援制度の手続きを行うために税務証明を取得する場合の証明手数料を免除 対象：所得証明書（市民税・県民税証明書）、納税証明書、評価証明書・物件証明書

(3) 事業者への支援

番号	取り組み	概 要
9	市税における 申告期限の延長（法人市民 税・事業所税 ・軽自動車税 種別割）	国税庁が法人税等の申告期限を延長したことに伴い、その取扱いと同様に法人市民税及び事業所税の申告期限を個別の申請により延長 また、軽自動車協会連合会の窓口の混雑緩和のため、廃車等を行った3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税種別割の申告期限を、最大15日間延長
10	市税の納付が 困難な方への 対応 [再掲] 6	収入の減少により市税の納付が困難となった方について、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例などの納税猶予制度を適用 対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、かつ、市税を一時に納付することが困難である者など
11	税務証明を取 得する場合の 手数料の免除 [再掲] 8	新型コロナウイルス感染症に係る融資や貸付、各種支援制度の手続きを行うために税務証明を取得する場合の証明手数料を免除 対象：所得証明書（市民税・県民税証明書）、納税証明書、評価証明書・物件証明書

(4) その他

番号	取り組み	概 要
12	新型コロナウイルス感染症対策事業基金の設置	新型コロナウイルス感染症対策事業を推進するための基金を設置し、寄附を募集
13	契約事務における対応	受注者より工事の一時中止や工期の変更等の申出があった場合において、事務事業の執行に支障をきたさないと判断したときは、工事の一時中止等を実施することを周知

